

## 平安前期の大宰府と西海道

—大宰府機構の動揺と在地社会からみた—

吉岡直人

### はじめに

令制下の西海道に置かれた大宰府が、西海道九国三島を総管したことはよく知られている。西海道諸国の調庸物は大宰府に納入されて運用されるほか、年料の京進物も大宰府を介して貢納されたことが知られており、大宰府と西海道諸国との統括関係に関する基礎的事項については、共通認識が得られている<sup>①</sup>。

さらに大宰府による西海道支配の时期的変遷についても研究が進んでいる。北條秀樹氏は、九世紀の大宰府と西海道諸国の統括関係について、西海道諸国の公文勘会に注目した。西海道諸国の公文勘会は、大宰府と中央の二段階で行われ、八世紀段階では、中央での勘会が管内諸国の公文弁申を代行していたが、天長年間以降、大宰府の財政を支える六国（筑前・筑後・肥前・肥後・豊前・豊後）は、国雑掌を上京させ直接弁申する機会を得ることになる。北條氏は、管下六国が中央で直接弁申できる道が拓かれたことは、大宰府の管国総管の立場を揺るがしたと評価した<sup>②</sup>。

一方、佐々木恵介氏は、大宰府と西海道諸国の関係性の推移を以下の三つの時期に分けた。①八世紀から九世紀前半までは、中央政府が西海道諸国に対して直接的な統制・監督を行っており、大宰府の支配は強く規制されていた時期。②九世紀中葉から十世紀前半は、中央が

大宰府に管内諸国の政を委任する体制への移行期。③十世紀末から十一世紀初頭は、大宰府の管内に対する直接的支配の展開が表面化する時期。このうち大宰府機構の変質、管内支配の強化という点で佐々木氏が重視したのが、②の九世紀中葉から十世紀の前半の時期である。佐々木氏は、西海道の調庸制、公文勘会および大宰府官人の給与にもなる府官公廨に注目し、制度の変遷と大宰府の関与のあり方から結論を導いた<sup>③</sup>。佐々木氏の論は、大宰府官長の受領化の過程として捉えられ、現在、通説的地位を占めており説得的である。

しかし、佐々木氏は制度の変遷に注目したために、富豪層の成長やそれに伴う社会変動といった在地社会の問題が議論の外に置かれてしまった。さらに大宰府自体の機構変容が府の運営や西海道支配に与えた影響といった観点から平安前期の大宰府と西海道の関係を検討する必要もあるであろう。

本稿では、以上の問題認識のもと、平安前期、特に九世紀における大宰府機構の変容と在地社会の変動という観点から、大宰府と西海道の関わりの変容について検討していきたい。

## 第一章 大宰府機構の動揺と西海道在地社会

### 第一節 大宰府機構と西海道管内の郡司層

西海道諸国の調庸物や雑米が、一部を除き大宰府に留められ、府の運営の資源に充てられたことについては、既に先行研究で明らかにされている<sup>4</sup>。その一方で、日常政務を運営する府全般の機構と西海道諸国や郡との関係については、研究が立ち後れてきた感があつたが<sup>5</sup>、近年、森公章氏や松川博一氏によって研究が進められてきている<sup>6</sup>。本節では、大宰府機構が日常政務を行う上で西海道諸国、特に郡司層がどのように関わっていたのかを先行研究に導かれながら概観し、次章以降の前提としたい。

大宝二年（七〇二）三月、大宰府と西海道郡司層との関係を考える上で、重要な政策が許可された。

史料1『続日本紀』大宝二年（七〇二）三月丁酉条

丁酉、聽大宰府專銓擬所部国掾已下及郡司等<sup>1</sup>。

大宰府は、西海道各国掾以下の国司および郡司の銓擬権を有することになった。これにより、大宰府は各地の在地に影響力を及ぼすことになったと思われるが、このうち郡司銓擬権の把握は、大宰府機構を維持運営する上で非常に大きな意味を有している。

史料2『類聚三代格』卷七、天長二年（八二五）八月十四日太政官

符

太政官符

応直<sup>2</sup>府書生権任<sup>3</sup>郡司<sup>4</sup>事

右、得大宰府解<sup>5</sup>一僦、府所惣管<sup>6</sup>九国<sup>7</sup>二島、政迹之体内外相兼、雑務出納、触<sup>8</sup>色紛繁。監典等早朝就<sup>9</sup>衙、午後分行。多<sup>10</sup>事少<sup>11</sup>人、僅檢<sup>12</sup>大略<sup>13</sup>。唯就<sup>14</sup>事書生、得<sup>15</sup>弁細碎<sup>16</sup>。因<sup>17</sup>茲承前選<sup>18</sup>摺書

生<sup>1</sup>、毎<sup>2</sup>所配充、永置不<sup>3</sup>替。求<sup>4</sup>得<sup>5</sup>経按<sup>6</sup>、繫<sup>7</sup>名郡司<sup>8</sup>、尽<sup>9</sup>其勤卓<sup>10</sup>。而依<sup>11</sup>太政官去弘仁三年八月四日符<sup>12</sup>、郡司之選、一依<sup>13</sup>国定<sup>14</sup>。書生等競就<sup>15</sup>本国<sup>16</sup>、無<sup>17</sup>心留<sup>18</sup>府。雖<sup>19</sup>加<sup>20</sup>捉搦<sup>21</sup>、免而無<sup>22</sup>恥。弘仁七年以来雑公文、至<sup>23</sup>今未<sup>24</sup>進、職斯之由。望請、直<sup>25</sup>府書生、隨<sup>26</sup>其才<sup>27</sup>、權任<sup>28</sup>主帳以上<sup>29</sup>、物数莫<sup>30</sup>過<sup>31</sup>二十人<sup>32</sup>、名<sup>33</sup>繫<sup>34</sup>郡司<sup>35</sup>一身留<sup>36</sup>府衙<sup>37</sup>、以<sup>38</sup>繼譜之慶<sup>39</sup>、肅<sup>40</sup>奔躁之心<sup>41</sup>者。右大臣宣<sup>42</sup>、奉<sup>43</sup>勅、依<sup>44</sup>請。

天長二年八月十四日

本史料は、九世紀における府機構の運営と人的配置に関わる史料である。大宰府は総務的部署である政所と分課的な諸司・諸所によって運営されていたことが知られている<sup>7</sup>。傍線部によると大宰府の三等官の監と四等官の典は、早朝に衙（政所）に就いて政務を執つた後、午後から分課的な諸司・諸所に行つたとある。他の史料に「蔵司勾当監典<sup>8</sup>」とみえるほか、「況復件司等監典二人、勾<sup>9</sup>当釐務<sup>9</sup>」とあるとおり、監典は、各諸司・諸所のことを勾当として監督していたのである。しかし、勾当の監典は人数が少なく、各諸司の業務は、府に宿直する書生がその実質を担っていた。重要なのは、府書生の出身階層である。史料2によると書生が大宰府に宿直するのは、府書生を務めた先に郡司職があるからであった。大宰府は史料1で認められた管内郡司の銓擬権を有効に行使することで、府の運営に必要な郡司層を大宰府の下に編成し、各諸司に分配したのである。府書生には、特に借貸稲の支給が認められている<sup>10</sup>。このことは、大宰府機構内に占める西海道郡司層の重要性を端的に示している。

西海道郡司層は、書生として府務を支えるだけではなかった。大宰府政庁前面広場の西隣には不<sup>1</sup>丁地区と呼ばれる官衙域が広がる。不<sup>2</sup>丁官衙地区の東を区切る溝S D 二三四〇から出土した木簡を掲げよう。

史料3 大宰府政庁周辺不丁官衙地区SD二三四〇出土木簡<sup>①</sup>

・ 遠賀郡子弟名

□料受□師伊福マ□□

□受使マ他田舎千依<sup>(八脱カ)</sup>

受 使 部 三 家 連 安

瓦工

受 呉マ廣野

廿一 宿奈

・ 四月三日休□花□□廿□<sup>(百カ)</sup><sup>(根カ)</sup> (異筆)

本史料は、筑前国遠賀郡の出身者の歴名木簡である。二行目の伊福部は、「算師」など専門業務に関わる官人が想起され、3行目の他田舎千依と4行目の三家連安は、大宰府使部である。大宰府の使部は、府書生と同じく大宰府に宿直し、府務に従事する存在であった<sup>②</sup>。そして本木簡から、府使部が、府書生と同様に管内の郡司子弟層から選ばれて、大宰府の実務を支えている様相が見て取れる。また、5行目に「瓦工」、次行に呉部広野の名が見えている。大宰府での瓦生産にも管内郡司層が動員されている。

このように西海道内郡司層は、府務を支える書生・使部として、さらに大宰府工房での労働力にも充てられていたのである。ここから大宰府機構運用上に占める大宰府の管内郡司銓擬権の重要性がうかがわれよう。逆に言えば、郡司層の編成が不調に終われば、府の運営に大きな影響を及ぼすということである。事実、史料2によれば、弘仁三年(八二二)八月四日太政官符によつて、郡司の選出の権限が国司に移つたために、書生が帰郷してしまい、大宰府の公文作成に滞りが出てしまつている。この時には、十人の郡司を主帳以上に権任するこゝとで事態の收拾を図ろうとしている。府に宿直する書生の総数一〇〇

人のうち、どれ程の人員が帰郷したかは不明ではあるが、弘仁七年(八二六)以降、複数年に渡る公文処理の停滞がわずか一〇人の人員確保で回復できたか甚だ疑問である。平安前期の大宰府官司機構は、府務を担う人材の確保という点において、一定の動揺があつたのである。それに加え、西海道内では富豪層が成長し、在地社会が大きく変動する時期にもあたつている。平安前期の大宰府は、官司機構内部の動揺と在地社会への対応を迫られながら、西海道支配を行う必要があつたのである。

## 第二節 西海道在地勢力の成長

全国的にみて八世紀末から九世紀にかけて、富豪層の活動が活発化する。西海道でも同様に富豪層の活動が史料上から確認される。大宰府財政は、西海道諸国の調庸物などに依拠していたため富豪層の活動は、西海道諸国司だけではなく、大宰府にとつても重要な政治課題であつた。西海道で社会問題となつていたのは、任期終了後の国司が王臣子孫と互いに連携して活動する事態である。

史料4『類聚三代格』卷十二、斉衡二年(八五五)六月二十五日太

政官符

太政官符

心<sup>レ</sup>檢<sup>二</sup>括浪人<sup>一</sup>事

右太政官延暦十六年四月廿九日下大宰府一符備、從二位行大納言神王宣、奉<sup>レ</sup>勅、括<sup>二</sup>責浮宕<sup>一</sup>、先已下知。今聞、秩滿解任之人、王臣子孫之徒、結<sup>レ</sup>党群居、同惡相濟、佞<sup>二</sup>媚官人<sup>一</sup>、威<sup>二</sup>陵百姓<sup>一</sup>、妨<sup>レ</sup>農奪<sup>レ</sup>業。為<sup>レ</sup>蠹良深。宜<sup>三</sup>嚴檢括動還<sup>二</sup>本郷<sup>一</sup>。情願<sup>二</sup>留住<sup>一</sup>、便即編附。去留之事夏月令<sup>レ</sup>畢、附<sup>二</sup>大帳使<sup>一</sup>別狀申上。若有<sup>レ</sup>犯者、不<sup>レ</sup>論<sup>二</sup>蔭贖<sup>一</sup>科<sup>二</sup>違勅罪<sup>一</sup>、移<sup>二</sup>配遠処<sup>一</sup>。土人容而

不<sub>レ</sub>申、官司知而不<sub>レ</sub>糺者、亦与同罪者。右大臣宣、奉<sub>レ</sub>勅、件格年紀已久。風威陵遲。府司忘却而不<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>情、土民許容而不<sub>三</sub>忍申<sub>一</sub>。宜<sub>下</sub>重下<sub>三</sub>知之<sub>一</sub>嚴檢括<sub>上</sub>。

齊衡二年六月廿五日

本史料によれば、留住前司の活動は、八世紀末の延暦十六年（七九七）から西海道で問題となつている。西別府元日氏は、西海道で留住前司が問題化する背景に延暦年間の解由交替の監察強化があつたと指摘している<sup>13</sup>。西海道諸国司の解由状・不<sub>レ</sub>与解由状には、大宰府の押署が必要であつた<sup>14</sup>。西海道諸国の貢納物は府の運営に大きく関わつたから、大宰府としても国司の交替制には厳しくあつたのであろう。留住前司の活動が、列島の他地域より早くに問題化する理由は、かような事情が存在したのであろう。

次に留住前司の具体的活動をみておく。

史料5『続日本後紀』承和九年（八四二）八月庚寅条

大宰府言、豊後国言、前介正六位上中井王私宅在<sub>二</sub>日田郡<sub>一</sub>、及私営田在<sub>二</sub>諸郡<sub>一</sub>。任<sub>レ</sub>意打<sub>二</sub>損郡司百姓<sub>一</sub>。因<sub>レ</sub>茲吏民騒動、未<sub>レ</sub>違<sub>二</sub>安心<sub>一</sub>。又本自浮<sub>二</sub>宕筑後肥後等国<sub>一</sub>、威<sub>二</sub>陵百姓<sub>一</sub>、妨<sub>レ</sub>農奪<sub>レ</sub>業。為<sub>レ</sub>蠹良深。中井尚欲<sub>下</sub>入部<sub>一</sub>徵<sub>二</sub>旧年未進<sub>一</sub>、兼徵<sub>中</sub>私物<sub>上</sub>。而調庸未進之代、便上<sub>二</sub>私物<sub>一</sub>、倍<sub>二</sub>取其利<sub>一</sub>。望請、准<sub>二</sub>據延暦十六年四月廿九日格旨<sub>一</sub>、令<sub>レ</sub>還本土<sub>二</sub>。太政官処分、罪会<sub>二</sub>去七月十四日恩赦<sub>一</sub>。宜<sub>三</sub>身還<sub>二</sub>本郷<sub>一</sub>。

前豊後介中井王は、典型的な留住前司である<sup>15</sup>。中井王は任国だった豊後国に留まらず筑後・肥後という周辺国に活動範囲を広げ、私営田を経営するとともに、調庸未進の代納をすると同時に私物を貢納し、利益を挙げるといふ私出拳的経営を行っている。その活動の中で中井王は郡司や百姓の生活を圧迫している。

このように、平安前期の西海道内では、留住前司の活動を典型として、社会的混乱状態にあつたと言えるだろう。こうした混乱の中、西海道諸国の調庸制と大宰府財政を安定化させる目的で実施されたのが、弘仁十四年（八二三）の公営田制であつた<sup>16</sup>。吉川真司氏は、公営田の設置を命じた弘仁十四年（八二三）二月二十一日太政官奏にみえる課丁数六万二百四十人の記載から、壱岐・対馬・多岐を除く西海道九国の一郷平均の課丁数を一二四人と割り出し、その異様なまでの少なさから、西海道地域の社会変動が他地域に比べて早く出現した可能性を指摘している<sup>17</sup>。極めて重要な指摘だろう。公営田は一部の地域を除き数年で停止されるなど、西海道内の混乱を治めることは出来なかつた。また、史料4にみえるところ、延暦十六年（七九七）に採用された留住前司対策が、五十年以上経た齊衡二年（八五五）に再確認されていることから、在地の混乱は九世紀の半ばを過ぎても解決していなかつたのである。こうした社会的混乱状況に即した機構の安定化や支配の安定化が平安前期大宰府の課題であつたのである。

## 第二章 九世紀中葉における大宰府の西海道在地社会への進出

### 第一節 平安前期の西海道郡司層と国司・大宰府

前章では、大宰府機構を支える存在として、西海道郡司層がみえたこと、平安前期の西海道は、在地において社会的混乱状況にあつたことを述べてきた。かかる状況下、大宰府から帰郷した郡司層は、いかなる位置にあつたのであろうか。山口英男氏は、十世紀の国郡行政機構を検討する中で九世紀後半の国衙と在地情勢の全国的傾向について、以下のように論じている。即ち、九世紀を通じて進行する国司受

領化によって、国司四等官から受領が離脱し、任用が国務から排除されていく。任用に代わり、受領に直結する形で国務に従事する存在として、郡司やその他在地の有力者が視野に入ってくる。郡司や在地有力者は、国務従事者として見える一方で、国司に対峙する姿も見られるという。つまり郡司や在地有力者は、国衙権力と中央権力を使い分けて自己の利権を確保していたのであり、その関係は必ずしも安定したものではなかった。<sup>18</sup> それでは、西海道ではどうであつただろうか。

平安前期の西海道における国司と郡司の関係を考察するために、貞観十一年（八六九）十月十五日付筑前国田文所検田文案<sup>19</sup>に注目したい。貞観九年（八六七）観世音寺が高子内親王家荘の荒城岑主が一切経田を妨げていると荘家に申し入れたことに端を発する観世音寺と博多荘の争論は、最終的に大宰府の凶帳に基づいて、大宰府が観世音寺の主張を認め、筑前国司に審理と執行を命じている。<sup>20</sup> 筑前国田文所検田文案は、大宰府からの命に従って、仁寿二年（八五二）班田凶により作成した勘文である。勘文作成に携わった人物として、書生穂浪常吉・神奴春吉、頭穂浪・財部貞雄がみえている。このうち、神奴春吉の詳細は不明ではあるが、穂浪氏は筑前国穂浪郡の郡司級の有力者で、財部貞雄も、筑前国嘉麻郡の郡司級有力者であると考えられる。<sup>21</sup> 穂浪氏や財部氏は国衙行政の一端を担うことで、在地での地位を維持している。ただし注意したいのは、郡司層は必ずしも国衙権力と安定的な関係を築いていた訳ではないという点である。史料5にある前豊後介中井王は、その活動の中で「任レ意打レ損郡司百姓」<sup>22</sup>したとある。九世紀、郡司は、綱領として徴税の責任を国司から求められており、中井王の事例は、それが暴力的な形をもって強制されたと考えられる。<sup>23</sup> 国衙権力からの苛烈な圧力は、時として郡司層による反発となつて史料上に現れてくる。

天安二年（八五八）、対馬島上県郡擬少領直仁徳、擬主帳卜部川知麻呂、下県郡擬大領直浦主、擬大領直氏成らが、党類を率いて対馬守立野正岑を殺害する事件が起きた。<sup>24</sup> この事件は、同時期に列島各地で頻発する任用国司や郡司や富豪層などによる国司長官襲撃事件の一つである。受領化する国司長官の権限強化が、時として任用・郡司・富豪との間に軋轢を生み、受領を襲撃したのである。この事件は、対馬の調銀生産と貢納を請け負わされた郡司直一族に対する過重な負担が背景にあつたと考えられている。<sup>25</sup> 国司と郡司層の利害は必ずしも一致しない場合があつたこと、その場合に郡司は、国司との関係を改め、時として武力による解決を図ろうとした場合があることを示している。

このように国衙権力と利害が対立した場合、郡司層が取り得る手段は国司襲撃の他に何があつたであろうか。一つには、中央権威即ち院宮王臣家と結びつき利権確保をする方法である。<sup>26</sup> 西海道に注目すると、大宰府と繋がりを持つ場合もあつたようである。時代は下るが、天慶三年（九四〇）三月七日の日付を持つ笠小門子治田売券案によると、貞観年間に書生として筑前国衙行政に進出していた穂浪一族の中に、大宰府弩師の職についていた穂浪幸生の名前がみえる。<sup>27</sup> 穂浪一族は、国衙機構に進出するだけではなく大宰府と繋がり、府務の一端を担うことで、在地での利権や支配を強固にしていたのである。

第一章で述べたように、八世紀から九世紀の前半の大宰府機構内にも書生として出仕する郡司層が存在していたが、これは大宰府が有した郡司銓擬権を媒介にしていた。一方、穂浪幸生は、より直接的に大宰府機構に取り込まれているのであり、郡司側の思惑があつたとはいえ、結合のあり方に相違がある。九世紀初頭、大宰府は西海道内の郡司層を書生としての編成が困難になつたことは史料2から間違いない。

い。しかしながら在地に戻った郡司層と国司との不安定な関係を背景に大宰府は、郡司層を直接的に大宰府機構に取り込むとともに在地にも直接的影響力を与えたと思われる点に注目しておきたい。

## 第二節 西海道の在地勢力と大宰府

前節では、西海道内の郡司層の動向に注目した。本節では、平安前期に西海道内の社会的混乱状況の原因ともなった富豪層に注目したい。大宰府が西海道支配を安定化させるために、富豪層とはどのような関係を取り結んだのであろうか。既に史料4を掲げてみたように留住前司や王臣子孫の活動は、九世紀の半ばになっても活発であった。こうした状況の中で、仁和三年（八八七）に大宰大弐に任じられた藤原保則の西海道内の富豪層への対応について『藤原保則伝』には次のように記されている。

### 史料6 『藤原保則伝』

公在「鎮府」<sup>一</sup>、專以「清静」<sup>二</sup>而施「化」、故吏民感服、政化大行。元是「姦猾之輩、猥聚」<sup>三</sup>鎮西境内<sup>一</sup>。其筑前筑後肥前三国、尤為「群盜之藪沢」<sup>二</sup>焉。郷閭騷擾、道路隔絶、人民有「蓄積」<sup>三</sup>者、皆被「殺略」<sup>一</sup>、行旅有「資儲」<sup>二</sup>者、無「有」<sup>レ</sup>令「治」。前年府官及国司、発「兵捕殺」、凶党弥熾、不「能」<sup>レ</sup>禁止<sup>一</sup>。公初莅「領」、衆人皆云、宜「多發」<sup>二</sup>軍士「悉加」<sup>三</sup>鉏誅<sup>上</sup>。公曰、吾聞、此盜渠帥、率非「編戸之民」<sup>一</sup>、皆是流浪之輩也。或良家子弟遂「衣食之利」<sup>二</sup>、或旧吏僕從取「婚姻之便」<sup>一</sup>、寓「居辺城」<sup>二</sup>、猶如「桑梓」<sup>一</sup>。而比年不「稔」、生産失「利」、無頼之輩、同惡相濟、争「尋」<sup>二</sup>干戈<sup>一</sup>、赴為「賊徒」<sup>二</sup>之。国之民大半為「盜」、今悉捕而教「之」。則里落之内、闐而無「人」、縦令有「隣国之警」<sup>一</sup>、誰人城戍乎。此輩未「必懷」<sup>二</sup>凶狡之心<sup>一</sup>、多是為「飢寒」<sup>二</sup>被「逼迫」<sup>一</sup>而已。若施以「恩賑」<sup>一</sup>、自「心」<sup>レ</sup>食「樵改」<sup>レ</sup>音、即以「其俸米」<sup>一</sup>、遍賑「贍」<sup>三</sup>

国<sup>一</sup>。深加「慰撫」<sup>一</sup>、各存「生業」<sup>二</sup>。於「是」<sup>レ</sup>盜徒大悅相語云、府君以「父母之情」<sup>一</sup>遇「我」、々豈不「尽」<sup>レ</sup>孝子之志<sup>二</sup>乎。相率歸「他」、莫「不」<sup>レ</sup>為「守劍之夫」<sup>一</sup>。

保則が大宰府に赴任してきた当時、筑前・筑後・肥後の三国には良家子弟や官人に随行して西海道にやってきた従者が府下で活動していた。この頃とはほぼ同時期にあたる『日本三代実録』仁和元年（八八五）十月二十日条には「先<sup>レ</sup>是、大唐商人着<sup>二</sup>大宰府<sup>一</sup>。是日下<sup>二</sup>知府司<sup>一</sup>、禁<sup>下</sup>王臣家使及管内吏民私以<sup>二</sup>貴直<sup>一</sup>競買<sup>中</sup>他物<sup>上</sup>」とみえていて、大宰府下に居住し、唐物入手に関わって王臣家人や官人、在地豪族が確認される。保則伝にみえる良家子弟や官人も同様に王臣家人や土着した官人といった在地富豪であったと考えられよう。保則がおこなった対応は、留住前司や王臣子孫など管内で活発に活動する富豪層の取り締まりを定めた延暦十六年（七九七）四月二十九日太政官符（史料4）<sup>②</sup>と比べると対照的である。延暦十六年官符では、王臣家人の活動を徹底的に取り締まることを第一の方針としている。希望があれば、留住も可能であったが、その場合も編附することになっており、在地に権威を扶植するような活動は認めていない。これに対して、保則は、武力を用いての鎮圧を否定して、在地富豪層に対し、賑恤を加えることで事態を収束させた。ここで注目されるのは、在地の富豪層を捕縛すると、「隣国之警」<sup>一</sup>があった際に城を守る存在がいなくなると述べている点である。つまり、保則大弐在任中の九世紀後半、彼ら在地の富豪は、海防の観点から大宰府から期待される部分があったと考えられるのである。府務の一部を在地富豪に期待するというあり方は、これ以前には見られない対応であり、前節でみた穂浪幸生を大宰府の弩師に着けて府務の一端を担わせる一方で、大宰府との結びつきを背景に在地での利権確保を図った郡司と類似する点がある。

『類聚三代格』卷八、貞觀十三年（八七二）八月十日太政官符には、「又聞、管内浮浪之輩、或属<sup>二</sup>府司<sup>一</sup>上<sup>二</sup>交易之直<sup>一</sup>、或略<sup>三</sup>国宰<sup>一</sup>輪<sup>二</sup>調庸之物<sup>一</sup>、貢非<sup>二</sup>土民當設之實<sup>一</sup>、利帰<sup>二</sup>浮手奸偽之徒<sup>一</sup>。」と記されており、当時、大宰府管内では在地富豪層が大宰府官人や管内国司と手を結んでいた。在地富豪層は、府や国司との関係を背景に、調庸代輸を通じた経済活動を行って利益を上げていた。西海道諸国の調庸制は、九世紀の半ばまでに未進が累積し、その補填が困難な状況下において、調庸代納を行う在地富豪層は、大宰府や国司にとって無視できない存在に成長していたのであろう。富豪層は、自己の活動を有利にするため選択的に大宰府官人や国司と繋がりを持ったと考えられる。

以上述べてきたように、九世紀の半ば以降、大宰府と在地の勢力と結びつきが生じていた。藤原保則が、海防の観点から在地勢力を無視できなかったように、府の運営を支える西海道調庸制の維持という観点からも在地勢力の存在は大きなものになっていた。大宰府は、在地での彼らの活動を認めることで、大宰府の統制下に組み込み、府務の一端を担わせるようになっていったのではないだろうか。

大宰府と在地勢力との関係を考える上で、貞觀十二年（八七〇）に発生した大宰少式藤原元利万侶の新羅通謀事件は興味深い。

史料7『日本三代実録』貞觀十二年（八七〇）十一月十三日条

筑後権史生正七位上佐伯宿称真継奉<sup>二</sup>進新羅国牒<sup>一</sup>、即告<sup>下</sup>大宰少式従五位下藤原朝臣元利万侶与<sup>二</sup>新羅国王<sup>一</sup>通<sup>レ</sup>謀欲<sup>レ</sup>害<sup>二</sup>国家<sup>一</sup>。禁<sup>二</sup>真継身<sup>一</sup>付<sup>二</sup>檢非違使<sup>一</sup>。

史料8『日本三代実録』貞觀十二年（八七〇）十一月十七日条

勅<sup>二</sup>大宰府<sup>一</sup>、追<sup>二</sup>禁少式藤原朝臣元利万侶、前主工上家人、浪人清原宗繼、中臣年麿、興世有年等五人<sup>一</sup>。以<sup>二</sup>従五位下行大内記安部朝臣興行<sup>一</sup>為<sup>二</sup>遣大宰府推問密告使<sup>一</sup>。判官一人、主典一人。

通謀事件に関与してみえる五人のうち、清原宗繼、中臣年麿、興世有年の三人は『藤原保則伝』にみえた管内を流浪する良家子弟や、貞觀十三年（八七二）八月十日太政官符にみえる「管内浮浪之輩」の典型例であり、土着した富豪浪人であろう。次に前主工上家人をみていこう。西海道の土氏は、宝亀年中の壱岐掾上村主墨繩<sup>29</sup>、安元二年（一一七六）六月の河上宮現役所課神田坪付注文案にみえる肥前国在庁官人の介上宿祢<sup>30</sup>が確認され、壱岐や肥前の西北部九州の在地豪族とみられる。また、中央の官営工房である画工司に上村主姓の者が多く確認され、土氏は技術者の系譜をもつ在地豪族という側面もあった<sup>31</sup>。上家人が帯びていた主工という役職は、『延喜式』民部省式外大宰仕丁条にみえ、主神や主厨と並列で記され、仕丁六人が充てられた大宰府の品官であった。ただし養老職員令・大宰府条に主工はみえず、代わりに大工がみえる。大宰府の建築生産機構について論じた正木喜三郎氏によると、令に規定がある大工は、承和年間頃に品官の主工・主城と大宰府諸司の匠司・城司に分割継承され、主工と関わりの深い匠司は、手工業部門全般を包括していたという<sup>32</sup>。上家人の大宰府主工への登用は、技術者の系譜を引いていたことによるのであろうが、上家人のような伝統的技術系在地豪族が土着した富豪浪人とともに名を連ね、大宰少式藤原元利万侶と繋がっていたことは、非常に大きな意味を持つていたと思われる。正木氏が述べるように、弘仁十四年（八二二）の公宮田制で獲稻をもとに、在地に於いて手工業生産物である調庸物を交易調達する相手が富豪層であったことを考慮すれば、土氏のような技術者集団が清原宗繼ら富豪浪人のもとに掌握されていた可能性は十分にあり得るであろう<sup>33</sup>。大宰府は、富豪浪人層と関係を取り結ぶことで、大宰府工房に必要な技術者集団の組織化を図ったのである。大宰府のこうした技術者集団の組織化と府務への利用は、国司を

媒介にしない直接的な在地の富豪層との結びつきの上に成り立っているところ、大宰府と在地との直接的関係の構築は、大宰府による在地への直接進出と捉えることもできるだろう。

史料9『日本三代実録』貞観十五年（八七三）十二月十七日条

十七日戊申、大宰府言、筑前国去仁寿二年班田、其後歴二十九年、死亡口分散入富豪。生益貧身徒苦賦役。仍須早班口分、令民安堵上。（中略）今定課丁給三段三百廿九歩、不課男給二段、女一段。然則女子得半男之分、乘田益旧年之数。又依弘仁十四年二月廿一日格、管内諸国、始置公营田。而筑前国耕作数年、即以停止。尋其由緒、縁土地薄瘠獲輸数多也。今須班田之日、撰良田九百五十町、不説論土浪人、頒充令耕佃下。夏時以正税、買備調庸、秋日以獲稻、填納本倉。然則百姓免微責之酷、貢賦絶逋懸之煩。又府之備隣敵、其来自邈代。而貞観十一年新羅海賊竊窺間隙、掠奪貢綿。自斯遷運甲冑、安置鴻臚、差發俘囚、分番鎮戍。重復分置統領選士、備之警守。今所用糧米、毎国有数。出納之事、非無勾当。加以朝夕資給、米鹽多煩。仍差置書生駈仕等、計口給貧。決番宿直、自余之色、触類猥雜。件国割女子口分、置公营田、所遺之田、猶倍他国。須分置一百町、名警固田、加其耕營、収所輸之地子、充年中之雜用上。但租穀割地子内、准例進納。又府儲料稻惣三万束。五使粮并水脚賃及厨家雜用、凡百庶事、惣在其中。諸国所備、各有色数。而或致違期、或置未進。府中之用、常苦闕乏。須割田二百町、名府儲田、収其地子、以充府用上。但租穀同上。依請許之。

貞観十五年（八七三）、大宰府の申請に基づき、筑前国に警固田一百町と府儲田二百町を設置した。両田地の耕營で得られる地子を博多警固の費用や、府中の雑事に充当した。警固田と府儲田の設置は、料稲制から料田制への転換という評価や、古代末から中世に北海道に展開する府領の起源とされるなど注目されてきた。大宰府財政は、もともと西海道各国の調庸や正税からまかなわれていたから、大宰府に直結する独自の財政基盤が在地に新設されたことが大きな意味を持つことは確かである。重要なのは、大宰府独自財源の設置が筑前国内での公营田復活とともに論じられていることである。史料9は、まず仁寿二年（八五二）の班田以降、死亡人口分田が富豪層に集積され、百姓の生活を妨げている現状を説明し、弘仁十四年（八二三）の設置後、数年の内に停止されていた公营田制を復活させて、課役に苦しむ百姓を救済すると述べている。これは一面で、警固田と府儲田の新設に伴う在地の負担軽減という意味合いもあったであろう。ただし、この度の公营田制は、良田九百五十町を「不説論土浪人」に頒かち充て耕作させていることを見逃してはならない。筑前国内で富豪層が死亡人口分田などの土地を集積していることを考慮にいれるならば、今回の公营田は、在地で活動する浪人富豪層を編成活用して税収を確保することに主眼があったと考えられよう。これは、恐らく警固田や府儲田も同様で、富豪層の在地での生産活動に依拠するものであると同時に、彼らを府の財政機構に位置づける意味合いがあったと考えられる。また、公营田制の復活と警固田・府儲田設置という一連の政策が、筑前国を経ることなく、大宰府によって直接的に実行されていることも大きな意味を持つだろう。大宰府は、富豪層の統制を媒介として、在地への直接的な進出を試みており、そこに国司の姿が見られな

いからである。

従来、十世紀中葉に起こった藤原純友の乱の鎮圧に活躍した右衛門志大藏春実が乱鎮圧後に大宰府に留まり土着したことが、「府中有縁之輩」が任命される府官層形成の端緒とされ、十一世紀に入ると帥や大式直属の府使が国司の存在を意に介さず府の管内支配の尖兵として活動するようになり、中には府機構に入りこんで府官として台頭するものも出現するものも出てくるとして、十世紀末から十一世紀初頭が大宰府による在地への直接的進出および府官層台頭の画期とされてきた。<sup>37)</sup>しかし、本章で述べてきたように、貞観年間頃から大宰府は、在地富豪を海岸警備や府財政機構の中に取りこみ、在地社会との結び付きを形成し、警固田と府儲田という大宰府の独自財源を置くなど在地進出の姿勢を見せている。また、藤原元利万侶の通謀事件に関わっていた富豪浪人は前主工上家人を媒介に大宰府とつながっており、主工やそれと関係が深い匠司が富豪層結集の核になっていた。このことは、在地の優勢者が大宰府機構内に進出する契機ともなったとも考えられるであろう。このように、大宰府と西海道在地社会の関係性という観点から見た場合、九世紀半ば過ぎ、特に貞観年間には大きな転換点にあるということが出来るのではないだろうか。そして、九世紀半ばの転換の先に、十世紀末から十一世紀初頭にみられるような府官層や府司の活動が位置づけられるのであろう。

## おわりに

本稿で述べてきたことをまとめて本稿を閉じたい。九世紀の初め、郡司選定が国司一定になったことで府の実務を支えていた西海道郡司層が帰郷し、府機構が動揺した。在地に目を向けると、留居前司や王臣子孫など富豪層の活動が活発化し、西海道在地社会は混乱状態に

あったと思われる。大宰府は、府務を担う者を確保して府機構を安定化させ、西海道を総管する官司として西海道の社会的混乱を安定化させる必要があった。

郡司職を得るため、府から離れ帰郷した郡司層の中には、国書生や頭という職務につき、国衛行政機構に進出する者も現れたが、郡司と国司の関係は安定したのではなく、大宰府の役職につくことで自己の利権を確保する者も現れてくる。府務の一端を担うという点では、九世紀以前と同じであるが、それは、大宰府の西海道郡司銓擬権を媒介としていたのに対し、九世紀半ば以降にみられる関係は、より直接的に大宰府に編成されている点に特徴がある。

九世紀半ばを過ぎた貞観年間頃から、大宰府と在地の富豪層との関係にも変化がみえてくる。大宰府は、府務に関わって彼らに一定の役割（海上防衛や府に直結する財政基盤の形成）を担わせることで、富豪層を統制していく。その際、大宰府の諸司が富豪層結集の核になる場合があり、富豪層が大宰府機構に進出する契機になった。この時期は、十世紀末から十一世紀初頭に顕著になってくる府官層形成の前提が形づくられた時期であり、大宰府と西海道在地社会との関係という観点からは大きな画期と評価できる。

在地社会への進出を強める大宰府の姿勢は、国司との対立をもたらした可能性がある。斉衡二年（八五五）二月十七日太政官符によると、大宰府の招集に応じない国司が問題となっている。<sup>38)</sup>これに対し、大宰府は、西海道諸国に対し、国例を認めて関係改善を図るとともに西海道諸国との間で意図的な人事異動を行って、管内国司への統制を強めていった。<sup>40)</sup>かかる人事異動が貞観年間頃から見られてくることも西海道と大宰府の関係性の転換期にあたることを示しているのではないだろうか。

## 注

- (1) 平野邦雄「大宰府の徴税機構」(竹内理三博士還暦記念会編『律令国家と貴族社会』吉川弘文館、一九六九年)、山里純一「大宰府財政をめぐる諸問題」(『国史学』第一一五号、一九八一年)、岡藤良敬「大宰府財政と管内諸国」(坪井清足・平野邦雄監修『新版古代の日本 第三卷 九州・沖縄』角川書店、一九九一年)。これらの研究によって、大宰府財政の見地から検討が加えられ、大宰府の財政を支える六国(筑前・筑後・肥前・肥後・豊前・豊後)と様々な面で大宰府や六国から援助をうける二国三島(大隅・薩摩・老岐・対馬・多嶽)とで大宰府の統括の有り様に差異があることが明らかにされた。また、今泉隆雄「貢進物付札の諸問題」(『古代木簡の研究』吉川弘文館、一九九八年、初出一九七八年)、馬場基「木簡を作る場面・使う場面・棄てる場面」(『日本古代木簡論』吉川弘文館、二〇一八年)、酒井芳司「大宰府史跡出土木簡」(『木簡研究』第二九号、二〇〇七年)らの研究は、大宰府による西海道諸国調物の徴収と集約の具体相を明らかにするとともに、西海道諸国統括における大宰府の位置づけを端的に示している。
- (2) 北條秀樹「府支配と西海道一府と四度公文」(『日本古代国家の地方支配』吉川弘文館、二〇〇〇年、初出一九八〇年)。
- (3) 佐々木恵介「大宰府の管内支配変質に関する試論―主に財政的側面から―」(『日本古代の官司と政務』吉川弘文館、二〇一八年、初出一九八四年)。
- (4) 前掲注1の諸論文および前掲注3の佐々木論文を参照。
- (5) 大宰府機構の研究については、竹内理三「大宰府政所考」(『竹内理三著作集第四卷 律令制と貴族』角川書店、二〇〇〇年、初出一九五六年)のほか、大宰府機構の変容を論じた石井進「大宰府機構の変質と鎮西奉行の成立」(石井進著作集刊行会編『石井進著作集第一卷』岩波書店、二〇〇四年、初出一九五六年)がある。また俣野好治「大宰府財政機構論」(『律令財政と荷札木簡』同成社、二〇一七年、初出一九九七年)が律令中央財政機構と比較を行い、府財政機構の特質を論じている。
- (6) 森公章「大宰府官衙の研究」(大宰府史跡発掘五〇周年記念論文集刊行会編『大宰府の研究』高志書院、二〇一八年)、松川博一「大宰府官司制論」(大宰府史跡発掘五〇周年記念論文集刊行会編『大宰府の研究』高志書院、二〇一八年)、松川博一「大宰府の官衙と木簡」(『木簡研究』第四二号、二〇一一年)。
- (7) 前掲注5の竹内論文を参照。
- (8) 『類聚三代格』卷八、貞観十三年(八七二)八月十日太政官符。
- (9) 『日本三代実録』貞観十二年(八七〇)二月二十三日条。
- (10) 『類聚三代格』卷十四、大同二年(八〇七)正月十三日太政官符。同史料によると、府書生は「例帳」と呼ばれる帳簿で管理され、総勢百人を数えたことが分かる。府書生に借貸稲が支給されたのは、地元を遠く離れ、「産業」を顧みず府に宿直することへの給付であるとみえる。
- (11) 釈文は、九州歴史資料館『大宰府政庁周辺官衙跡V―不丁地区遺物編2』二〇一四年に拠った。
- (12) 前掲注10の大同二年(八〇七)正月十三日太政官符によれば、大宰府に宿直する使部は二〇〇人であり、書生と同じく「例帳」で把握され借貸稲を支給された。
- (13) 西別府元日「九世紀の大宰府と国司」(坪井清足・平野邦雄監修『新版古代の日本 第三卷九州・沖縄』角川書店、一九九一年)。
- (14) 『延喜交替式』に「凡被官諸司、解由与不之状、惣官押署。陸奥国押署鎮守府。大宰府押署管内諸国状准此。」とある。
- (15) 中井王の活動については、戸田芳実「平安初期の国衙と富豪層」(『日本領主制成立史の研究』岩波書店、一九六七年、初出一九五三年)、戸田芳実「領主的土地所有の先駆形態」(『日本領主制成立史の研究』岩波書店、一九六七年)を参照。
- (16) 拙稿「大宰府西海道支配と公営田制」(『続日本紀研究』第三八〇号、二〇〇九年)。
- (17) 吉川真司「九世紀の調庸制」(財団法人古代学協会編『仁明朝史の研究―承和転換期とその周辺―』思文閣出版、二〇一一年)。
- (18) 山口英男「十世紀の国郡行政機構―在庁官人制成立の歴史的前提―」(『日本古代の地域社会と行政機構』吉川弘文館、二〇一九年、初出一九九一年)。
- (19) 『平安遺文』一六二号。
- (20) 一連の争論については、貞観九年(八六七)三月二十六日高子内親王家莊牒案(『平安遺文』一五四)、貞観十年(八六八)二月二十三日筑前国牒(『平安遺文』一五七)、同年二月二十七日観世音寺牒案(『平安遺文』一五八)、同年十月十二日博太莊牒案(『平安遺文』一六〇)、同年閏十二月二十五日大宰府符案(『平安遺文』一六一)および、佐藤泰弘「裁許状前史」(大山喬平編『中世裁許状の研究』塙書房、二〇〇八年)を参照。
- (21) 穂波氏は、その後、穂波郡の検校として穂浪吉志がみえる(天慶三年三月二十三日美作真生等治田売卷案『平安遺文』二四七号)。財部氏は『続日本紀』宝亀元年(七七〇)七月条に筑前国嘉麻郡人財部字代が白雉を獲て、

爵二級・稻五百束を得ている。

- (22) 森公章「九世紀の郡司とその動向」〔『古代郡司制度の研究』吉川弘文館、二〇〇〇年〕。

- (23) 『日本文徳天皇実録』天安元年(八五七)六月庚寅条に「庚寅、大宰府飛駟言上、対馬嶋上県郡擬主帳下部川知麻呂、下県郡擬大領直浦主等、率党類三百許人、圍守正七位下立野正岑館、行火射殺正岑并從者十人防人六人」とみえ、『日本文徳天皇実録』天安二年(八五八)十二月八日条には「太政官論奏曰、対馬島下県郡擬大領外少初位下直氏成・上県郡擬少領無位直仁德等率部内百姓首・從十七人、發兵射殺守正七位下立野連正岑及從者榎本成岑等」。(後略)とある。

- (24) 正木喜三郎「西海の富豪たち」(鏡山猛・田村圓澄編『古代の日本3九州』角川書店、一九七〇年)。虎尾達哉氏は、神祇官の下部廝丁派遣と防人派遣という二重負担に事件の原因を求めている(虎尾達哉「天安三年三月十三日太政官符の定立」〔『日本歴史』四一六号、一九八三年〕)。また、平野博之氏は、配下の民を下部として派遣してきた直氏にとつて、対馬守正岑が当土即ち本郷の廝丁を停止すると申請したことで、自らの伝統的卜部支配の危機を感じたことが事件の要因であったと述べている(平野博之「在地勢力の胎動と大宰府支配の変容」〔坪井清足・平野邦雄監修『新版古代の日本 第三卷九州・沖繩』角川書店、一九九二年〕)。

- (25) 前掲注18の山口論文を参照。

- (26) 『平安遺文』二四六号。

- (27) 『類聚三代格』卷十二、齊衡二年(八五五)六月二十五日太政官符所引。

- (28) 『類聚三代格』卷十二、齊衡三年(八五六)五月二十七日太政官符

太政官符

應勸大宰府所進調庸用度帳一事

右得民部省解稱、主計寮解稱、檢案内、去承和四年件帳違例始注未進。自爾以降返却不勸于今十九箇年。而省今年四月十九日符傳、太政官去嘉祥三年八月三日符傳、得大宰府解稱、準例管内諸國調庸檢取府庫、随用出充。即修用度帳、副調帳、進官。所司勸公両帳、知無未進、乃放返抄。因茲雖有未進、猶注全數、不顧後累唯期事成。未進之責具著格条。府司雖苦催勸、弊民猶致欠通。然則依実言上、允應穩便。望請、不獲止所致之未進、即注用度帳、濟事之國且給返抄。謹請、官裁者。右大臣宣、依請者。須勸三年年帳申送返抄上。而仁寿三年以往類經恩蕩。雖有勸出之責、而无公家之益。望請、始自齊衡元

年將勞勸申。但不會赦之色、総載後年返抄。然則勾勸省煩、官物無失者。今依解狀、謹請、官裁者。右大臣宣、依請。但須其用度帳雖注未進、猶復勘会同載返抄上。若當年未進来年不究納、明年用度帳猶注未進者、令移主税寮没國司公廩、兼弁備未進、一如去年五月十日格。

齊衡三年五月廿七日

民部省解が引く主計寮解と嘉祥三年(八五〇)八月三日太政官符によると、承和四年(八三七)、大宰府は「例」に違ひ、始めて用度帳に「未進」と注記し中央へ報告した。また、大宰府から中央へは、西海道諸國調庸に未進があつても「全数」納入と報告されていたことが知られる。この二点から、承和四年(八三七)以前において、西海道諸國から大宰府へ納入された時点に未進があつても、大宰府が必要とする府用料と京進分の調庸物さえ確保されていれば、それ以外の分は大宰府で調整し、中央政府―大宰府間で調庸物の未進が問題とならないサイクルが成立していた。逆に言えば、管内諸國の調庸未進は恒常的に起こっていた徒考えられる。本官符は、累積する調庸未進を大宰府が中央に提出する用度帳に基づいて是正しようとする試みであり、九世紀半ばの西海道調庸制は深刻な事態にあつたと考えられる。

- (29) 『続日本紀』宝龜三年(七七二)十二月十三日条。

- (30) 『平安遺文』三三六六号。

- (31) 正木喜三郎「大宰府官司制の変質について」〔『大宰府領の研究』文献出版、一九九一年、初出一九八三年〕。

- (32) 前掲注31の正木論文参照。

- (33) 前掲注31正木論文参照。なお、前掲注16の拙稿において、公営田獲稲を用いた調庸物交易の相手について、課丁が想定されると論じた。しかしながら、公営田制で動員される西海道九國の課丁の少なさからすれば、交易相手に富豪層を想定すべきであろう。ここに拙稿の見解を一部訂正したい。

- (34) 前掲注1の平野邦雄論文を参照。

- (35) 正木喜三郎「府領形成の一考察」〔『大宰府領の研究』文献出版、一九九一年、初出一九六六年〕。

- (36) 前掲注5の石井論文を参照。

- (37) 前掲注3の佐々木論文を参照。長保三年(一〇〇一)から寛弘元年(一〇〇四)まで大宰大式を務めた平惟仲は、佐伯良方と豊國公職を府檢非違使に任じ、直屬の府使とした。佐伯・豊國という姓がともに藤原広嗣の乱で活躍した豊前国人にみえるので、両者は豊前国出身者であつたと思われる。

大式が赴任する際に出身地を買われて府使に取り立てられる場合もあったようである。

(38) 『類聚三代格』卷七、斉衡二年(八五五)二月十七日太政官符。

(39) 『日本三代実録』元慶五年(八八一)三月十四日条では、肥前国解に基づき、留住前司を公営田の耕営にあたらせることを許可している。

(40) 前掲注13の西別府論文、拙稿「大宰府西海道支配と対外関係」(『日本史研究』六三二号、二〇一五年)。

(京都府立京都学・歴史館主事)